

青森県歯と口の健康づくり8020健康社会推進条例

(平成26年7月7日公布 平成26年7月7日施行)

目的

8020健康社会及び長寿の実現に寄与することを目的としています。

- 歯と口の健康づくりに関する基本理念を定め、県等の責務を明らかにする。
- 県民の歯と口の健康づくりの推進に関する施策の基本的事項を定める。
- 歯と口の健康づくりの推進に関する施策を総合的・計画的に推進する。

8020健康社会とは？

80歳になっても20本以上自分の歯を保つことで、県民が生涯にわたり自分の力でものを食べ、楽しく会話でき、健康で質の高い生活を送ることのできる社会のことです。

基本理念

- 8020健康社会の実現に向け、歯と口の健康づくりを推進する。
- 県民が8020健康社会の重要性を深く理解し、**歯科疾患等の予防、歯と口の機能の保持増進**に向けた取組を行い、積極的・定期的に歯科に関する検診を受け、歯科疾患の早期発見、早期治療を受けることを促進する。
- それぞれのライフステージにおける歯と口の機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、歯と口の健康づくりに関する保健サービス及び歯科医療を受けることができる環境が整備されるなど適切かつ効果的に歯と口の健康づくりを推進する。

県の責務

- 国との連携を図りつつ、実情に応じた歯と口の健康づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、計画的に実施(第3条)
- 市町村、歯科医師等、保健等業務従事者等、事業者、医療保険者等との連携を図る。(第13条)
- 施策の推進のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。(第14条)

県民の責務(第4条)

- 歯と口の健康づくりに関する正しい知識と理解を深める。
- 歯科検診、歯科保健指導を受けるよう努める。

保健等業務従事者等(※)の責務(第6条)

※ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育など

- 県が実施する施策に協力するよう努める。

歯科医師等の責務(第5条)

- 医師、その他歯科医療県業務に関連する者との緊密な連携を図りつつ、県が実施する施策に協力するよう努める。
- 8020運動の普及啓発及び県民の歯と口の保持増進に努める。
- 歯と口の健康づくりの立場から生活習慣の改善を図ることで、むし歯、歯周病等の歯科疾患及び介護予防に努める。

事業者の責務(第7条)

- 歯と口の健康づくりに関する保健サービス・歯科医療を受ける機会を確保するよう努める。
- 県が実施する施策に協力するよう努める。

医療保険者の責務(第8条)

- 歯と口の健康づくりに関する保健サービス・歯科医療を受ける機会を確保する等歯と口の健康づくりの推進に努める。

今を変えれば! 未来は変わる!!

青森県

基本計画の策定(第9条)

- 歯と口の健康づくりの推進に関する基本計画(※)を定める。

※ 青森県健康増進計画「健康あおもり21(第2次)」中、歯と口の健康づくりに関する部分は、本条例により定められた基本計画とみなします。

基本的施策の推進(第10条)

- 県民の歯と口の健康づくりを推進するため、乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージにおける歯と口の健康づくりを推進する施策、障害者・介護を必要とする方が歯と口の健康づくりに関する保健サービス、歯科医療を受けられるようにするための施策を行う。

【基本的施策】

- 1 乳幼児から高齢期までのライフステージにおける歯と口の健康づくりに関する情報収集、普及啓発その他歯と口の健康づくりに関する県民の意識を高めるために必要な施策
- 2 教育、保健サービス、歯科医療を円滑に受ける機会を確保するための施策
- 3 妊娠・周産期において必要な歯と口の健康づくり及び妊産婦が身近に安心して歯と口の健康づくりに関する保健サービス等を受けられるようにするための施策
- 4 乳幼児期、少年期及び青年期におけるフッ化物応用その他むし歯予防、歯肉炎予防対策の推進のための施策
- 5 青年期、壮年期、中年期におけるむし歯、歯周病、口腔がんその他の歯科疾患の予防及び進行の抑制のために必要な施策並びに高齢期に当該施策及び歯と口の機能の保持増進のために必要な施策
- 6 障害者、介護を必要とする者等が歯と口の健康づくりに関する保健サービス及び歯科医療を受けられるようにするための施策
- 7 食育及び生活習慣病対策において、必要な歯と口の健康づくりのために必要な施策
- 8 乳幼児から高齢期までのそれぞれのライフステージにおける定期的な歯科検診の受診勧奨のために必要な施策
- 9 歯科医療等業務従事者の資質の向上を図るために必要な施策
- 10 その他、歯と口の健康づくりを推進するために必要な施策

実態調査(第11条)

- 概ね5年に一度、歯と口の健康実態調査を行う。

歯と口の健康づくり月間(第12条)

- 歯と口の健康づくり月間(毎年11月1日～11月30日)を設ける。